

デジタル時代の著作権協議会(CCD) 権利問題研究会 平成 21 年度事業計画

1. 権利問題研究会の活動目的

本研究会では、コンテンツの素材として利用される著作物等およびコンテンツそのものの権利のあり方について、法制度の側面からアプローチし、もってデジタル化、ネットワーク化時代にふさわしい著作権および著作隣接権の保護と公正な利用を促進すると共に、技術の進展に伴う新たな権利侵害に関する情報収集を行うことを目的とする。

平成 21 年度は、下記の検討課題につき情報共有及び検討を行う。

2. 主な検討課題

- ◆著作権ビジネス研究会における CCD ID モデルの検討や情報共有化にむけた取組みとの連携（契約・法制度・技術面に関わる検討）
 - ・ 「許諾コード」に関する情報収集および、著作権法上の検討
 - ・ 最新の DRM 技術についての情報収集および、著作権法上の検討
- ◆ブロードバンドでのコンテンツ流通における権利問題・保護技術・最新動向についての検討
- ◆「Google ブック検索著作権集団訴訟和解」問題に関する情報収集及び検討
- ◆デジタル化、ネットワーク化にともなう新たな権利侵害とその対策、特にファイル共有ソフトを悪用した権利侵害や、動画投稿サイトを悪用した権利侵害とそれらの対策について、情報収集を行うと共に検討する。
- ◆国内外の海賊版対応の動向の情報収集
- ◆ 著作権法制および知的財産政策の動向の情報収集
 - ・ 権利制限の一般規定に関する情報収集と検討他、重要判例（ロクラク事件等）に関する情報収集も行う。

以上